

指定ごみ袋の緊急措置終了について

大磯町では、令和8年5月22日から緊急措置として、指定ごみ袋以外でもごみを出せるようにしていましたが、製造及び供給の安定に伴い、緊急措置を終了します。

期間終了後は、大磯町指定ごみ袋での排出をお願いいたします。

■対象：可燃ごみ

■期間終了日：令和8年6月30日（火）

指定ごみ袋は、現在安定的な製造・供給ができております。
買い占め等はお控えいただきますようお願いいたします。

【お問合せ先】 大磯町環境課 廃棄物係 0463-72-4438（土・日・祝日を除く）